

2020年2月26日

## 経済レポート

## 関西のインバウンド消費(2019年7-9月期)

～訪日外客数、インバウンド消費額ともに前年比で増加～

調査部 主任研究員 塚田裕昭

- 日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数・出国日本人数」、観光庁「訪日外国人消費動向調査（2019年7-9月期2次速報）」をもとに、地域別訪日外国人数、インバウンド消費額を推計した。
- 2019年7-9月期に関西を訪れた外国人数は前年比+16.3%の339万人と推計される。前年同期が関空閉鎖の影響で大幅減となった反動で、高い伸びとなった。
- 同期の関西でのインバウンド消費額は前年比+22.6%の3,258億円と推計され、こちらも高い伸びとなった。
- 同期の関西での一人あたり消費額（消費単価）は、9.6万円と推計される。

		2019年7-9月期	
			(前年比)
関西	訪日外国人	339万人	+16.3%
	インバウンド消費額	3,258億円	+22.6%
	一人あたり消費額	9.6万円	+5.3%
日本全国	訪日外国人	778万人	+2.8%
	インバウンド消費額	1兆1,818億円	+7.4%
	一人あたり消費額	15.2万円	+4.6%

(注1) 関西はMURCの推計値、全国は政府観光局、観光庁の公表値

(注2) 全国の19年10-12月期の訪日外国人数は746万人(前年比-3.4%)、インバウンド消費額は1兆2,106億円(同+3.2%)(訪日外国人消費動向調査19年10-12月期:1次速報)。

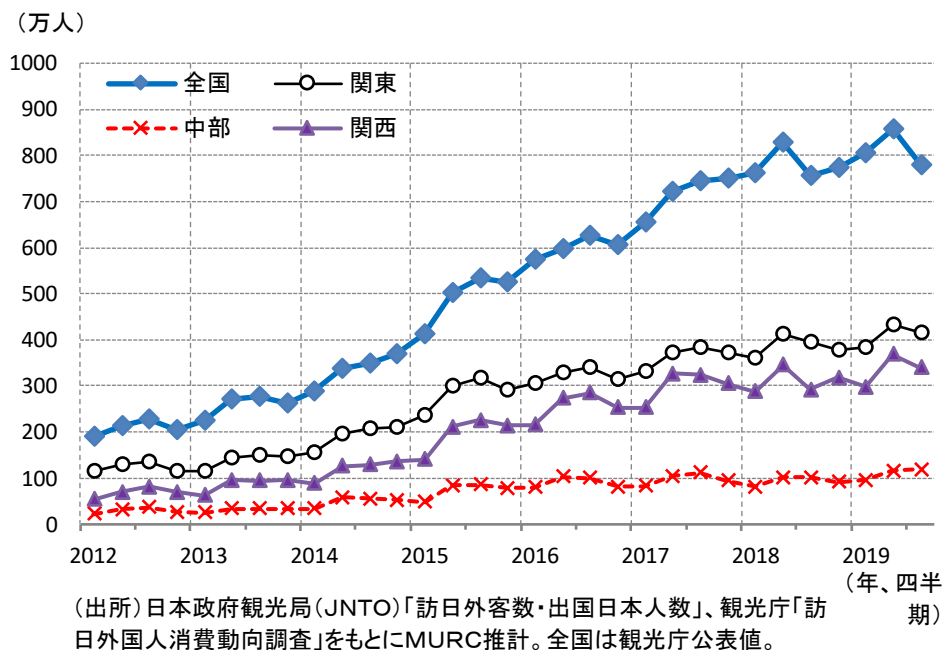
## 1. 2019年7-9月期の関西のインバウンド消費（四半期の動き）

### （1）訪日外国人数の動向

関西を訪れる外国人の数は増加基調で推移している。日本政府観光局公表の訪日外客数（2019年7-9月期：778万人）に、観光庁「訪日外国人消費状況調査」の地域別訪問率を乗じて地域別の訪日外国人数を算出すると、19年7-9月期に関西を訪れた外国人数は339万人と推計される。関西への訪問率は43.6%で、訪日客の4割強が関西を訪れたこととなる。

同期に関西を訪問した外国人数を府県別に見ると、滋賀県5.2万人、京都府232.6万人、大阪府317.7万人、兵庫県43.9万人、奈良県107.5万人、和歌山県8.8万人と推計される。

図表 1. 訪日外国人数の動向



図表 2. 訪日外国人数の動向（府県別）

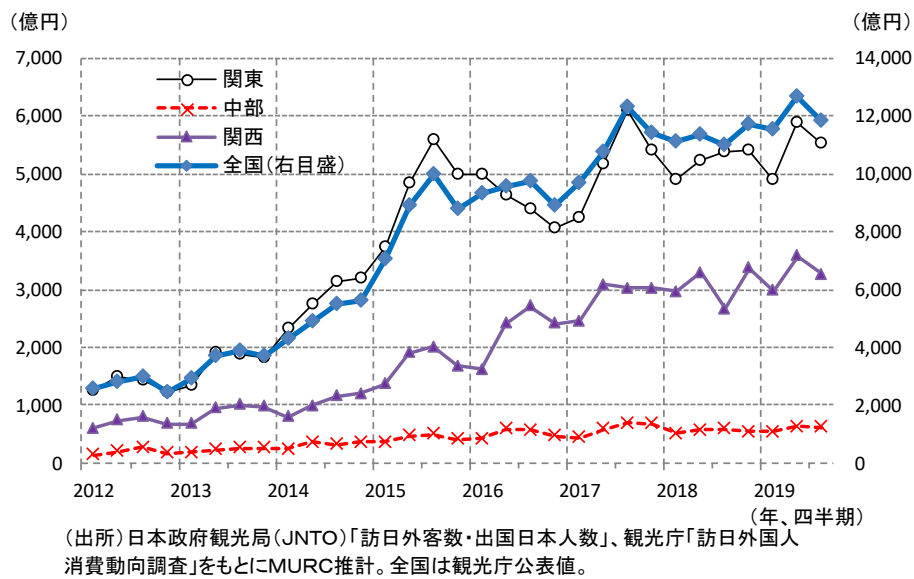
(単位)	2018年				2019年					
	7-9月期		10-12月期		1-3月期		4-6月期		7-9月期	
	実数 (万人)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年比 (%)
滋賀県	4.7	71.8	5.4	45.3	4.9	6.7	6.0	2.2	5.2	12.5
京都府	191.2	-2.1	211.0	14.9	187.0	4.7	253.7	13.8	232.6	21.6
大阪府	262.2	-12.8	292.1	4.5	282.3	4.1	340.9	7.7	317.7	21.2
兵庫県	41.2	3.9	47.2	31.3	45.2	-1.0	57.6	7.8	43.9	6.5
奈良県	69.8	13.8	73.7	51.3	71.0	23.4	105.4	34.8	107.5	54.1
和歌山県	8.2	-13.1	10.1	11.9	5.4	-19.3	9.6	-10.1	8.8	7.3
関西地区	292	-10.0	317	4.3	298	3.6	369	7.1	339	16.3
関東地区	395	3.3	378	1.6	383	6.4	433	5.2	415	5.1
中部地区	101	-9.1	91	-3.5	95	18.2	115	13.9	119	17.0
全国	757	1.8	772	3.1	805	5.7	858	3.6	778	2.8

(注) 旅行者が複数府県を訪問した場合は各府県でカウントされるため、2府4県合計値と関西の数は一致しない。

## (2) インバウンド消費額の動向

地域別のインバウンド消費額は、前節で求めた地域別訪日外国人数と「訪日外国人消費動向調査」にある地域別消費単価（旅行中支出）をもとに推計した<sup>1</sup>。2019年7-9月期の関西のインバウンド消費額は推計3,258億円、前年比+22.6%と伸びを高めた。府県別では、滋賀県28.9億円、京都府736.9億円、大阪府2239.5億円、兵庫県159.9億円、奈良県66.4億円、和歌山県26.6億円と推計される。

図表 3. インバウンド消費額の動向



図表 4. インバウンド消費額の動向（府県別）

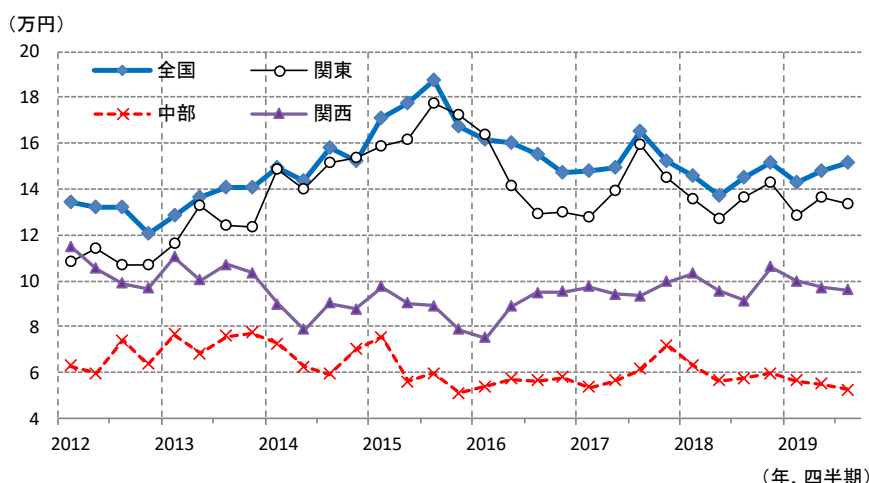
(単位)	2018年				2019年					
	7-9月期		10-12月期		1-3月期		4-6月期		7-9月期	
	実数 (億円)	前年比 (%)	実数 (億円)	前年比 (%)	実数 (億円)	前年比 (%)	実数 (億円)	前年比 (%)	実数 (億円)	前年比 (%)
滋賀県	15.2	26.9	22.8	188.2	17.3	5.9	17.7	-36.2	28.9	89.5
京都府	733.7	24.8	797.7	25.0	622.5	10.7	838.6	14.6	736.9	0.4
大阪府	1734.6	-23.7	2307.0	2.4	2165.9	3.1	2481.8	7.9	2239.5	29.1
兵庫県	98.0	15.7	155.3	143.5	107.9	-46.2	142.5	-1.0	159.9	63.2
奈良県	47.5	-2.4	50.7	49.5	46.6	-27.2	66.0	10.2	66.4	39.7
和歌山県	28.7	72.4	28.5	1.7	14.4	-37.4	32.5	15.0	26.6	-7.2
関西地区	2,658	-12.1	3,362	11.2	2,975	0.3	3,579	8.7	3,258	22.6
関東地区	5,393	-11.5	5,395	0.0	4,912	0.5	5,896	12.8	5,536	2.7
中部地区	582	-15.1	543	-20.0	536	5.8	632	11.3	621	6.5
全国	11,005	-10.6	11,730	2.9	11,517	3.6	12,673	11.8	11,818	7.4

<sup>1</sup> 推計方法の詳細は文末記載の参考文献の補論を参照。

### (3) 一人あたりインバウンド消費額の動向

インバウンド消費額を訪日外国人数で割った一人あたりインバウンド消費額（消費単価）<sup>2</sup>については、19年7-9月期の関西は9.6万円と推計される。府県別では、滋賀県5.5万円、京都府3.2万円、大阪府7.1万円、兵庫県3.6万円、奈良県0.6万円、和歌山県3.0万円となった。

図表 5. 一人あたりインバウンド消費額の動向



(出所) 日本政府観光局(JNTO)「訪日外国人数・出国日本人数」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」をもとにMURC推計。

図表 6. 一人あたりインバウンド消費額の動向（府県別）

(単位)	2018年				2019年					
	7-9月期		10-12月期		1-3月期		4-6月期		7-9月期	
	実数 (万円)	前年比 (%)	実数 (万円)	前年比 (%)	実数 (万円)	前年比 (%)	実数 (万円)	前年比 (%)	実数 (万円)	前年比 (%)
滋賀県	3.3	-26.2	4.2	98.3	3.5	-0.7	3.0	-36.6	5.5	68.2
京都府	3.8	27.4	3.8	8.8	3.3	5.7	3.3	0.6	3.2	-16.6
大阪府	6.6	-12.5	7.9	-2.0	7.7	-1.0	7.3	0.4	7.1	7.3
兵庫県	2.4	11.3	3.3	85.5	2.4	-45.6	2.5	-7.2	3.6	51.4
奈良県	0.7	-14.3	0.7	-1.2	0.7	-41.0	0.6	-21.7	0.6	-11.9
和歌山県	3.5	98.4	2.8	-9.1	2.6	-22.4	3.4	27.9	3.0	-13.8
関西地区	9.1	-2.4	10.6	6.6	10.0	-3.3	9.7	1.5	9.6	5.3
関東地区	13.7	-14.4	14.3	-1.6	12.8	-5.5	13.6	7.2	13.3	-2.6
中部地区	5.7	-6.7	6.0	-17.1	5.6	-10.5	5.5	-2.2	5.2	-9.5
全国	14.5	-12.1	15.2	-0.2	14.3	-2.0	14.8	8.1	15.2	4.6

(注) 2018年より調査方法を変更したため、2018年中の「前年比」は参考値。

<sup>2</sup> 消費単価はパッケージツアーに含まれる国内収入分、クルーズ客分を加味したMURCの推計値であり、観光庁「外国人消費動向調査」の消費単価とは異なる。

(参考文献)

- ・藤田隼平 塚田裕昭 (2015)「近畿地域におけるインバウンド消費の現状と見通し」三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査レポート

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡下さい。